

議案第107号

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定によ
り、本議会の議決を求める。

平成10年12月18日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例

三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第
19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「321,000円」を「331,000円」に、「233,000
円」を「240,000円」に、「225,000円」を「232,000円」
に、「217,000円」を「224,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成11年1月1日から施行する。